

「ヤットサー、ヤット、ヤット」の掛け声で始まる阿波踊り、二拍子のリズム、鳴り物といわれる太鼓、かね、笛、三味線の生演奏は、心浮き立つメロデーだ。静かで優雅なものから、激しい跳びの踊りまで、粋でないせ、そのパリエーションが広いのも特徴です。

私が阿波踊り「はりまめちゃん」(連とはチームのこと)を立ち上げ4年目になります。平成19年10月に私の大腸にがんが見つかりました。余命3ヵ月、末期の末期でした。当時私は自治会長、野添連合自治会副会長など多くの役をいたいただき年後の人生を充実して過ごしていただけにショックでした。このま

終わる訳にはいかない、なんとかしてがんを克服しなければと決心し放射線、抗がん剤治療を続け入院13回、手術6回を経てやっと完治できたのです。この3年の治療期間、私は自治会長、野添連合自治会副会長などの役職を続けさせていただきました。がん治療の真最中も病気をどうするか、阿波踊りの連の計画していただきました。こうして楽しく、力がわいてきて、「がん」とも対峙することが出来たのです。続けさせてくれた多くの仲間、関係者の方々に感謝です。そして阿波踊りの連員にもたくさん勇気と励ましをもら

笑って、笑って、がん完治！楽しく元気!!

あなたにハッピー!

リレーエッセー⑭



猪井 良幸さん (南野添)

自己PR “今日一日笑って元気に楽しく”を毎日実践する。反省することはあっても落ち込まず、前向きな積極外交型人間です

い、まさに周囲の全ての人々は私の命の応援団であり、かけがえのない大切な宝物なのです。この連員と「ミセン夏祭り、地域や施設の盆踊りをはじめ、年間を通して慰問活動やイベントに出演しています。皆に支えられ、皆からもらった命」元気に踊ることが恩返し、この思いを胸に楽しく笑って、皆に喜んでいただけるよう踊っています。

さて今年も出演が目白押しです。5月3日〜4日踊りこまつり8会場、播磨町・コミセン夏祭りなどなど「ライブではなく生演奏の「ぞめき」リズムで一味違った踊りを見ていただきたいと思っています。めっちゃ楽しい仲間とめっちゃ楽しい時間を笑って過ごす!! 皆さんも私たちと一緒に演奏し、踊ってみませんか。お待ちしております。

よく学びよく育つ 未来を切り抜け あなたの形に 不登校からの旅立ち 播磨町教育委員会 ふれあいルーム 相談員 高桑 彰善

子どもを取り巻く問題の一つに不登校(病気などの理由を除き年間30日以上欠席)があります。昨年度、全国の小中学校で不登校生が約13万、とりわけ中学校では34人に1人の割合で、播磨町も例外ではありません。

5月の各種相談

- 行政相談 日時 5月24日(月) 9:30~11:30 場所 中央公民館
消費生活相談(暮らしについて電話相談可) 日時 毎週月~金曜日(祝日除く) 9:00~16:00 場所 住民グループ
納税と相談 日時 毎月第4日曜日 9:00~12:00, 13:00~17:00 場所 税務グループ(中央公民館側通口をご利用ください)
税理士会の税務相談(予約が必要) 日時 5月11日(火)、18日(火)、25日(火) 13:15~16:00(受付) 場所 加古川税理士会館(加古川税務署の北側)
法律相談(予約が必要) 日時 5月6日(木)、18日(火) 10:00~12:00 5月10日(月)、24日(月) 18:00~20:00 場所 申込み 中央公民館(窓口での申込順。電話予約不可)
心配ごと相談 日時 5月11日(火)、18日(火)、25日(火) 13:00~16:00 場所 福祉しあわせセンター
困りごと相談(人権相談) 日時 5月13日(木)、27日(木) 13:00~15:00 場所 福祉しあわせセンター
人権相談(常設相談) 日時 毎週月~金曜日(祝日除く) 9:00~17:15 場所 法務局加古川支局
税務相談(予約が必要) 日時 5月7日(金) 13:00~15:00 場所 播磨町商工会
知的障害者(児)相談 日時 毎月第3土曜日 10:00~12:00 場所 福祉会館
障がい福祉なんでも相談室 場所 福祉しあわせセンター
知的障害 毎週火曜日 10:00~12:00
身体障害 毎週木曜日 10:00~12:00
精神障害 毎週金曜日 10:00~12:00
※祝日を除きます。
申込み 電話で予約が必要です
☎079(435)2361

加古川警察より クーリング・オフ制度とは 一定の期間内であれば、消費者が業者との間で結んだ契約を、理由を問わず一方的に解除できる制度のことです。平成21年12月1日に悪質商法を取り締まる「特定商取引法」の一部が改正され、原則、すべての商品やサービスが規制の対象になっています。
加古川警察署 ☎078(371)9110
法律で認められているクーリング・オフ期間(主なもの)
・訪問販売、電話勧誘販売 8日間(デート商法、資格商法、点検商法、催眠商法、キャッチセールスなど)
・マルチ商法、内職・モニター商法 20日間
・特定継続的役務提供 8日間(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室など)

無料特設人権相談所を開設 秘密厳守、お気軽にご相談ください 5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までは憲法週間です。憲法週間にちなんで5月1日から20日に「無料特設人権相談所」を次のとおり開設しますので、お気軽にお越しください。
相談内容 いじめ問題、名誉、信用、差別、家庭のもめごとなど
相談員 人権擁護委員、法務局職員
『特設人権相談所』 5月13日(木)13:00~15:00 播磨町福祉しあわせセンター
『常設人権相談所』 毎週月曜日~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15 神戸地方法務局加古川支局内 ☎079(424)3599
常設人権相談については、上段の通り、毎月掲載をしています。